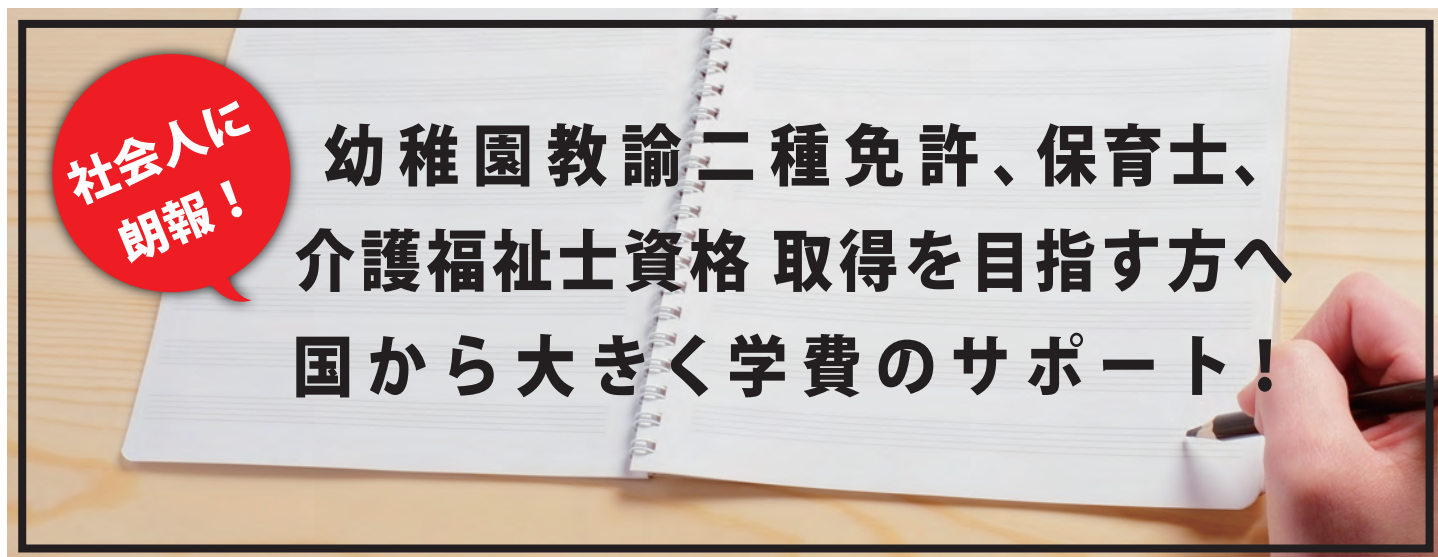


社会人経験を活かして、更なるキャリアアップを目指す方へ！
北九州保育福祉専門学校『幼児教育科』『介護福祉科』は

専門実践教育訓練給付金制度

の指定講座です！



北九州保育福祉専門学校『幼児教育科』『介護福祉科』は、「厚生労働大臣指定の教育訓練講座」として「専門実践教育訓練給付制度」が適用になります。

専門実践教育訓練給付金制度で最大 96 万円が給付されます！

※2年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方で受講終了日から1年以内に資格取得し、かつ被保険者として雇用された、または雇用されている場合となります。 ※給付額は個人によって異なります。詳しくはハローワークにてご確認ください。

『専門実践教育訓練給付制度』とは

「教育訓練給付制度」とは、働く人の能力開発、キャリアアップを支援するために、一定の要件を満たした方に対して受講費用の一部をハローワークが給付する制度です。

制度拡充により、これまでの「一般教育訓練」に加えて新たに「専門実践教育訓練」が追加され、北九州保育福祉専門学校『幼児教育科』『介護福祉科』のような厚生労働大臣指定の教育訓練講座を自己負担で受講し修了すると、教育訓練経費（入学金や授業料など）の40%（年間上限32万円／最大2年間で64万円）の給付を受けることができます。

さらに、受講修了から1年以内に資格取得等をして雇用保険の一般被保険者として雇用されると、教育訓練経費の20%が追加支給！

つまり、最大48万円（卒業後2年間合計）、最大96万円もの給付を受けることができます！

支給金額

- ・教育訓練経費（入学金や授業料など）の40%（年間上限32万円／最大2年間で64万円）の給付を受けることができます。（A）
 - ・受講修了から1年以内に資格取得等をして雇用保険の一般被保険者として雇用されると、教育訓練経費の20%が追加支給！つまり、16万円×2年間＝32万円が支給されます。（B）
- ※合計（A+B）で、最大96万円が支給されます！

概算 給付額	1年次	+	2年次	+	卒業後	=	総額
	32万円		32万円		32万円		96万円

※在学中の給付額の上限は32万円/年となります。

※卒業後の給付は、受講修了日から1年以内に資格取得し、かつ被保険者として雇用された、または雇用されている場合となります。

※給付条件は個人によって異なりますので必ず最寄のハローワークで確認してください。

支給対象者

専門実践教育訓練給付金の支給対象となる方は、以下の1または2に該当する方です。

なお、ご自身の受給資格については、**必ず事前にハローワークでご確認ください。**

1、平成26年10月1日以降に、初めて教育訓練給付金を受給する場合

受講開始日前までに通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方

2、平成26年10月1日以前に、教育訓練給付金を受給したことがある場合

前回の受講開始日から次の専門実践教育訓練の受講開始日前までに、通算して10年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方

（専門実践教育訓練給付金を受給する場合は、前回受給から今回受講開始日前までに10年以上経過していることが必要です。）

給付金受給までの流れ（例）



さらに！教育訓練支援給付金制度も利用可能 ※一定条件あり